条件書　MV50_210416

1. 本条件書において、次の用語を以下のとおり定義するものとします。
   (1)「機器」とは、注文書に記載し、契約条項 GCE-990_210416（以下本契約という）第 4 条第 3 号にもとづき甲が乙に提示する乙の書式(以下「管理台帳」という)で特定される乙所定の機械装置を意味します。
   (2)「ソフトウェア」とは、「機器」に搭載するコンピューター・プログラムのうち、「管理台帳」で特定される乙所定のコンピューター・プログラムを意味します。
   (3)「対象製品」とは、「機器」および「ソフトウェア」の総称を意味します。

2. 本契約第 3 条第 1 項にもとづき、乙が甲に提供する仮想サーバーあんしんパック（ゲスト OS 対応）の内容は次のとおりとします。
   (1)障害切り分けサービス
   ① 「対象製品」に障害が発生した場合、乙は甲の要請にもとづき乙の指定する技術者の電話または訪問により、障害発生箇所を特定します。ただし、当該調査の一次対応は電話で行うものとし、乙が必要と判断した場合、訪問するものとします。
   ② 障害切り分けサービスには、特定された商品の不具合原因の究明、障害修復のための「対象製品」の修理・修復作業は含まないものとします。
   ③ 障害切り分けサービスには、ハイパーバイザー、クラウド環境との障害切り分けは含まないものとします。
   ④ ホスト OS の障害切り分けは含まないものとします。
   ⑤ 障害切り分けサービスには、データの復旧作業やネットワーク機器の障害切り分けは含まないものとします。
   (2) ソフトウェア再インストール・環境再設定サービス
   ① 「ソフトウェア」に障害が発生した場合、乙は第 1 号に定める障害切り分けサービスを実施のうえ、障害の原因となった「ソフトウェア」に対し、以下の作業を実施します。
   ・ ゲスト OS のインストール
   ・ 必要に応じた OS のドメイン参加作業
   ・ 必要に応じたセキュリティソフトウェアのインストール
   ② 前記①の作業において、甲が取得したゲスト OS のバックアップデータがある場合、乙は、バックアップデータからリストアにて再インストールおよび環境再設定を実施します。
   ③ 甲は、前記②のリストアに際し、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第 2 条に定める特定個人情報を含む電子データ等を取扱う作業がある場合、乙が当該作業を実施しないことに合意します。この場合、甲は、甲が予め定めた手順書等に従い自らリストア作業を行なうものとし、乙は、甲の要望に基づき、これに対し可能な範囲で助言するものとします。
   ④ 「ソフトウェア再インストール・環境再設定サービス」の実施に起因する甲のコンピューター・プログラムまたはデータ等の滅失、毀損その他の甲の損害については、乙はその責を負わないものとします。
   (3) ベンダー問合せ代行サービス
   ① 仮想環境またはクラウド環境において障害が発生した場合、ベンダーとのサポート契約内容に応じて、ベンダーへの問合せやサポート要請を代行します。
   ② 甲が仮想環境およびクラウド環境のサービス提供会社との間でサポート契約を締結していない場合、ベンダーへの問合せやサポート要請ができないことがあります。
   ③ 原因の調査、障害の修復作業は含まないものとします。

3. 本契約第 6 条第 1 項を次のとおり変更します。
   本契約期間は注文書記載のとおりとします。ただし、当該契約期間満了の 2 ヵ月前までに甲乙いずれからも書面により本契約を終了させる意思表示がない場合、更に 1 年間更新するものとし、以後の更新も同様とします。

4. 本契約第 8 条に次の条項を追加します。
   甲が「対象製品」を変更する場合、乙は当該変更内容に応じて「保守サービス料金」を改定するものとします。

5. 本契約第 11 条を次のとおり変更します。
   甲および乙は、本契約にもとづき知り得た相手方の情報のうち当該相手方が機密情報である旨を特定したもの(以下「機密情報」という)を、事前に相手方の書面による承諾を得ない限り、第三者に漏洩しないものとします。ただし、次のいずれかに該当するものについては「機密情報」の範囲から除くものとします。
   ① 甲または乙が相手方から提供される以前に合法的に知っていたことを立証した情報
   ② 甲または乙の違反行為によらず、出版物その他によって公知であるか公知となった情報
   ③ 甲または乙が独自に開発したことを立証した情報

6. 本契約第 15 条に次の条項を追加します。
   (1) 乙は、「支援業務」の実施により「対象製品」の障害が必ず是正されることを保証するものではありません。
   (2)「支援業務」の実施に起因する甲のコンピューター・プログラムまたはデータ等の滅失、毀損その他の甲の損害については、乙はその責を負わないものとします。

以上